

## 会費改定のお願い

2012年10月

中国社会文化学会理事長 坂元ひろ子

会員各位

みなさまご存じのように、今年は日中国交正常化40周年の節目になる年ですが、日本政府の尖閣列島国有化を直接的な契機として、かつてないほどの「非正常」な関係に陥っています。これまでとは異なり、今回は、学术交流にも大きな影響があり、中国学研究者にとっての研究環境の悪化はさらに危機的なものとなると案じられます。この問題の深刻さに真摯に向き合うことが求められるでしょう。

そのようなタイミングでまことに恐縮ですが、今回、一般会員のみなさまに年会費の値上げをお願いいたしたく、理事会を代表して提案させていただきます。

本学会は1993年1月1日付けで名称を東大中国学会から中国社会文化学会とあらためましてから、まもなく満20年を迎えます。この名称変更時に、あわせて会費の値上げを行いました。爾来、会員のみなさまの温かいご理解を得て、中国研究の分野において日本を代表する学会のひとつとして成長してまいった次第です。

しかしながら、残念なことに、会員数はこの10年間ほどは漸減傾向にあり、また会費を滞納なさる会員の割合も増えてしまい、学会の定常収入はかつての実績に達しておりません。ここ数年は、学術誌『中国—社会と文化』の刊行や毎年7月に開催されます大会運営のための諸経費、学会の実務を担当してくれている嘱託への給与などの恒常的経費の支出だけで会費収入を上回るようになり、構造的赤字の状況です。すでに二度、特別会計から一般会計への取り崩しを行い、赤字を補填しております。

もちろん、理事会としましても収入の増大（新規会員の勧誘など）や支出の削減（学会誌印刷や大会アルバイト経費の節約など）に鋭意努力してまいりましたが、赤字の構造を抜本的に解決するには至っておりません。そのため、やむなく、一般会員のかたがたに会費の値上げをお願いすることといたしました。現行の5000円を6000円にするというものです。なお、そのほかの会員（学生会員、海外在住の外国人会員）につきましては、現行3000円にて据え置きます。この内容は、すでに今年7月8日の理事会にてその方針を確認し、同日の会員総会で私より近い将来の会費値上げの可能性についてご報告しているところです。

事柄は会則改正にかかわる重要事項でありますため、9月28日開催の理事会におきましてさらに議論を重ね、ここにこうして会員のみなさまがたに正式にお願いする運びとなりました。来年の定期会員総会（現時点では7月6日開催を予定しております）に正式に提案して審議していただくつもりです。

それにさきだちまして、この件につきぜひご意見をお寄せ願います。学会事務局宛に電子メール・ファックス・書簡等により送付してください。（大変恐れ入りますが、電話によるご意見表明はご遠慮願います。）

会則の改正文面案につきましては下記をご覧ください。そこにありますように、年会費は本学会の会計年度にあわせて、2014年1月1日をもっての改定とさせていただきます。

諸般の事情をご理解のうえ、ご協力たまわりますれば幸いに存じます。

会則改正案

中国社会文化学会会則 第7条（会計）のうち、

「会費の年額は、一般会員は5000円とし」の「5000円」を「6000円」に改定する。

また、付則の全文を

「本会則は、2014年（平成26年）1月1日より施行する。」とする。